

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年9月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第51号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略						略							
環境 森林 課	1～6	略				環境 森林 課	1～6	略					
	7	廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律	(1)～(18) 略	略	(19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。(20)及び(25)の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法15条1項、15条の2の6第1項)		7	廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律	(1)～(18) 略	略	(19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。(20)及び(25)の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法15条1項、15条の2の6第1項)		
		省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(20)～(37) 略					省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(20)～(37) 略				
8	略				8	略							
						9	ポリ塩化 ビフェニル 廃棄物の適 正な処理の 推進に関す る特別措置 法関係事務 法…ポリ塩 化ビフ ェニル	(1) 当該職員に、保管事業者等の事務所等の立入検査をさせ、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物等を収去させること（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等をしていることが判明した保管事業者等に係るものを除く。）。(法25条1項)		○			

					9～13 略
略					

										10～14 略
略										

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(1)～(18) 略 (19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、 廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、 PCB処理施設及び産業廃棄物の最 終処分場を除く。(20)及び(25)の事 項において同じ。)の設置又は当該 施設において処理する産業廃棄物の 種類等の変更を許可すること。(法 15条1項、15条の2の6第1項)	略		
	8 略	(20)～(37) 略			

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(1)～(18) 略 (19) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、 石綿溶融施設、PCB処理施設及び 産業廃棄物の最終処分場を除く。 (20)及び(25)の事項において同じ。) の設置又は当該施設において処理す る産業廃棄物の種類等の変更を許可 すること。(法15条1項、15条の2 の6第1項)	略		
	8 略	(20)～(37) 略			
	9 <u>ポリ塩化 ビフェニル 廃棄物の適 正な処理の 推進に關す る特別措置</u>	(1) 当該職員に、保管事業者等の事 務所等の立入検査をさせ、又はポリ 塩化ビフェニル廃棄物等を収去させ ること（高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物等の保管等をしていることが 判明した保管事業者等に係るものを		○	

